

one paretto (ワンパレット)

利用規約

「one paretto」サービスおよびカードのご利用に関する基本的なルールはこちらをご確認ください。

サービスの申込条件、利用方法、決済手段（Visaデビットやポイント）、禁止事項、個人情報の取り扱い、免責事項、契約の変更・終了、反社会的勢力の排除などが記載されています。

カードの発行・管理・利用限度額・紛失時の対応など、カード利用に関する詳細な規定も含まれています。



第1部 one paretto 利用規約

第1条（一般条項）

1. one paretto 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、one paretto（以下「本サービス」といいます。）を申込みした会員（以下「会員」といいます。）と株式会社北國銀行（以下「銀行」といいます。）の間の、本サービスの利用に関する契約内容を定めることを目的とします。
2. 会員は、本規約に記載のすべての事項に同意する必要があります。会員は、本サービスの利用にあたり、予め本規約を精読し、理解した上で同意するものとします。
3. 会員が本サービスを利用した場合、会員は本規約を読み、理解し、かつこれに従うことに同意したものとみなされるものとします。
4. 前二項に従って銀行と会員との間に、本サービスの利用契約が成立します（以下「本サービス利用契約」といいます）。

第2条（定義）

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 商品：取引の対象となる物品、役務、情報、権利等。
- (2) 売主：本サービスを利用して商品を販売する者又は提供する者。
- (3) 代金等：代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称。
- (4) 決済手段：商品の代金等につき、本サービスで認められている支払方法の総称。
- (5) 決済機関：会員の選択した決済手段を提供する機関の総称。
- (6) 取引：会員と売主間において商品の売買契約、提供契約等の締結をすること。
- (7) 顧客情報：本サービスの利用のため必要となる普通預金口座に関する情報、メールアドレス、キャッシュカードの暗証番号、生年月日、ID、パスコード、パスワードその他の会員に関する銀行所定の情報。
- (8) パスコード：本サービスへのログインに必要となる暗証番号。
- (9) パスワード：本サービスへのログインや顧客情報の変更手続きの際に必要となる暗証番号。

第3条（利用許諾）

銀行は会員に対し、会員による利用を唯一の目的として、本サービスの非独占的な利用権を許諾します。本サービスには、会員が本サービスを利用するために必要となる銀行所定のコンピュータープログラム（以下「本プログラム」といいます。）、及びこれに関連したユーザーガイド、マニュアル等のドキュメント（電子データの形態のものを含みます。これと本プログラムを合わせて「本ソフトウェア」と総称します。）が含まれます。

第4条（本サービス利用申込）

1. 会員は、銀行に顧客情報を提供し、本サービスの利用申込をするものとします。会員は、顧客情報が常に最新のものであるように維持するものとします。
2. 会員は日本に居住している個人とします。また、会員が未成年者である場合は、予め自身の法定代理人の同意を得た上で、本サービスを利用するものとします。
3. 銀行は、会員の身元を確認するために必要な問い合わせをする場合があります。この問い合わせには、例えば、銀行が会員の身元を確認するために合理的な範囲で役立つ情報の提供をお願いすること、銀行のデータベースに対して、若しくはその他の情報源を通して、会員の顧客情報を確認することなどが含まれます（ただし、銀行は会員にパスコードやパスワードを確認することはありません）。銀行は、かかる情報を取得し、又は確認することができなかつた場合、会員の本サービスのご利用について、アクセスの制限、一時停止又は解約をすることができるものとします。
4. 銀行は、その理由又は通知の有無に関わらず、単独かつ完全な裁量により、会員からの利用申込を承認し、又は拒否することができます。利用申込を拒否した場合、銀行は、会員に対してその理由を開示する義務を負わないものとします。

第5条（取引）

会員は、決済手段によって取引の決済をすることができます。

第6条（決済手段）

1. 会員は、決済手段の実行可否の確認を決済機関に要請すること、又はその他の方法によって、会員の決済手段が健全な状態にあることを確認する権限を銀行に与えるものとします。
2. 会員は、取引毎に決済手段を選択することができます。会員は、決済機関が定める規約等に従い、売主への支払いを行うものとします。なお、売主によっては、ある特定の取引において、特定の決済手段が利用できない場合があります。決済手段に制限がある場合、かかる特定の取引が行われる際、売主から会員に決済手段の制限に関する通知がなされます。なお、選択できる決済手段は、one paretto カード会員規約に記載の Visa デビットカード取引による決済、又は本サービス利用により付与されたポイント（以下、「パレットポイント」といいます）利用による決済とします。
3. 会員が選択した決済手段が無効である等の理由により、代金等の決済を完了することができない場合、会員は、直ちに有効な決済手段を選択しなければなりません。会員が有効な決済手段を選択することができない場合には、売主に対して現金で支払わなければならない場合があります。また、取引が不成立となる場合もあります。

第7条（ポイント）

1. 本サービスにて国内・海外でのショッピング利用金額をお支払いいただいた場合、利用金額に、銀行所定の方法により、パレットポイントを加算いたします。また、銀行はその他キャンペーン等の実施によりポイントを付与する場合があります。
2. 累積加算されるパレットポイントは、銀行所定の方法によりご利用いただくことができます。ご利用方法につきましては、パンフレット、ホームページなどにてお知らせします。
3. 前項のパレットポイントを利用した取引において返金が発生した場合、全額を現金にて返金し、ポイントの返還は行わないものとします。
4. 会員に付与されたパレットポイントの有効期限は、ポイント付与日から2年間の経過した日が属する月の末日までとします。なお、対象取引の種類に応じて異なる有効期限を定める場合があります。
5. 会員は、パレットポイントに関して以下の照会を行うことができます。
 - (1) 会員が保有しているポイント残高。
 - (2) 銀行所定の期間内におけるポイント利用明細。
6. パレットポイントの付与率、またその他ポイント付与の条件は、銀行が定めるものとします。銀行は、すべての会員に対し、前月の引き落とし金額をもとに会員ランクを判定する場合があります。ポイント付与率は会員ランクに応じて定めるものとします。
7. 返品等によりパレットポイントが過剰に減算された場合、翌月以降に過剰分のポイント付与を行う場合があります。
8. 銀行は、金融情勢の変化、銀行の都合などにより、会員に予告や通知をすることなくポイントの利用、加算や精算等を変更、中止、もしくは終了することができるものとします。

第8条（取引の変更等）

1. 取引において、本サービスを利用して行った決済は、本サービスによって変更、取消しをすることはできません。
2. 会員が成立した取引の変更、取消しを希望する場合は、直接売主に問い合わせるものとします。また、支払拒否等の決済手段に関する手続きの詳細は、直接決済機関に問い合わせるものとします。

第9条（照会機能）

会員は、以下の照会を行うことができます。なお、銀行が情報を提供した後に、取引内容に変更又は取消があった場合は、すでに提供した内容について変更又は取消することがあります。このような変更又は取消のために生じた損害については、銀行は、自己に故意又

は重過失がある場合を除いて、責任を負いません。

- (1) 本サービス利用口座の銀行所定の時点における口座残高。
- (2) 本サービス利用口座の銀行所定の期間内における入出金等の取引明細。
- (3) 銀行所定の期間内における本サービス利用明細。

第10条（サービス料金）

本サービスは、無料とします。

第11条（コンテンツの管理）

銀行は、本サービスで取り扱われる商品その他の一切の情報（以下「コンテンツ」と総称します）について、好ましくない、事実と異なる、違法若しくは詐欺的な、又は本規約に違反するものがあつた場合には、その単独かつ完全な裁量により、コンテンツの全部又は一部を編集、修正、掲載拒否、又は削除することができるものとします。

第12条（本サービスの提供停止）

1. 銀行は、法令等、本規約、若しくは本規約に関連する銀行のポリシー（以下「ポリシー」といいます。）に違反した場合、あるいは違反する可能性のある疑わしい取引であると判断した場合、その他銀行の単独かつ完全な裁量により、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供を変更、停止し、あるいは拒否することができるものとします。
2. 銀行は、銀行が本サービス提供のために使用するコンピュータシステム（本プログラムを含みます。）について以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、事前に会員に通知した上で、会員に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合。
 - (2) ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合。
 - (3) コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合。
3. 前項の定めにかかわらず、緊急かつやむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとします。

第13条（禁止事項）

会員は本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 本プログラムのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイル。

- (2) 本プログラムに関するベンチマークテストの結果の開示。
- (3) 第三者に対する本ソフトウェアの再使用権許諾、頒布又は貸与。
- (4) 本プログラムの改変。
- (5) 特定商取引法、消費者契約法、個人情報保護法等の法令又は公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為。
- (6) 著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシーその他銀行又は第三者の権利又は法的利益を侵害し又は侵害するおそれのある行為。
- (7) 犯罪（犯罪の教唆又は幫助を含みます）に該当し又は該当するおそれのある行為。
- (8) 換金を目的とした決済等、決済機関が定める規約等で禁止している事項を目的とした本サービスの利用。

第 14 条（パスコード及びパスワードの管理）

1. 会員は、銀行所定の方法により適時にパスコード及びパスワードを任意のものに変更し、同一のパスコード及びパスワードを長期間継続して使用しないよう努めるものとします。
2. 会員は、前項のパスコード及びパスワード（会員による変更後のものを含みます。以下本項及び次項において同様とします）が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を銀行へ通知するものとします。銀行は、当該通知を受けた場合には直ちに、会員の本サービスの利用を停止するものとします。
3. パスコード及びパスワードが正当な権限なく使用されたことによって会員に生じた損害については、銀行は自己に故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負わないものとします。

第 15 条（顧客情報の管理）

銀行は、顧客情報を銀行のサーバーに保存し、且つ処理します。銀行は、厳重で、電子的、物理的、手続的な安全対策を維持することにより、会員の顧客情報を保護します。銀行は、顧客情報を取り扱わせる自己の役員、従業員又は派遣労働者を必要最小限の者に限定します。

第 16 条（知的財産権）

本ソフトウェア、その他本サービスに関連する知的財産及び知的財産権（発明、特許を受ける権利、著作権、ノウハウその他全ての知的財産及び知的財産権を含みます）は、全て銀行に帰属します。会員は、銀行の書面による事前の承諾なしに、本規約に定める範囲を超えて、それらを複製、翻案、又は利用しないものとします。

第 17 条（解約）

1. 会員は、いつでも本サービス利用契約を解約することができます。この場合、会員は直ちに本ソフトウェアを削除し、本サービスの利用を終了するものとします。
2. 銀行は、会員が自身の責めに帰すべき事由に基づいて本規約又は関連する銀行のポリシーその他の銀行との約定に違反した場合、何らの催告を要することなく直ちに解約することができるものとします。
3. 銀行は、会員に以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要することなく直ちに、本サービス利用契約の全部を解約することができるものとします。
 - (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求め
る申立を自ら行い又は他から申立てられた場合。
 - (2) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分
等の公租公課の強制処分を受けた場合。
 - (3) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若し
くは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (4) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は解散決議等によっ
て清算手続に入った場合。
 - (5) 前四号の他、信用状態が極度に悪化し又は本サービス利用契約の円滑且つ適正な履行
が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合。
4. 前三項の外、銀行は、何らの理由又は責任もなしに、本サービス利用契約を解約し、
あるいは、本サービスを将来に向けて終了させることができるものとします。
5. 前四項のいずれに基づく解約も過去には遡及せず、将来に向かってのみ本サービス利
用契約を失効させるものとします。なお、前三項に基づく解約の場合、銀行の会員に
対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
6. 前各項に基づき本サービス利用契約が解約された場合でも、かかる解約時点で既に生
じている本サービスに関する権利義務には何ら影響を与えないものとします。
7. 会員が、本サービス利用契約を解約した場合には、one paretto カード規約第 18 条に
基づき同規約に定める one paretto カードの解約手続きを行ったものとします。

第 18 条（免責）

1. 銀行は、取引に関して、会員に対し、銀行に故意又は重過失がある場合を除いて、責
任を負わないものとします。
2. 会員の責めに帰すべき事由により、本サービスの利用に関連して第三者から銀行に対
し裁判上又は裁判外の請求がなされたことによって銀行が何らかの損失、損害等を被
った場合、銀行に故意又は重過失がある場合を除いて、会員はこれを補償し、銀行に
負担を負わせないものとします。
3. 銀行は、第 4 条第 4 項に基づく検討の結果、会員からの本サービスの利用申込を認め

ないこととしたこと又は第 12 条による本サービスの提供停止等若しくは第 17 条による解約により会員に生じた損害について、銀行に故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負わないものとします。

4. 銀行は、会員の決済手段が健全な状態にあること、又は取引の際、決済機関が決済手段の実行を許可することを表明又は保証しないものとします。
5. 銀行は、本プログラムがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーの全てが補正されることを保証しないものとします。
6. 銀行は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他銀行の責めに帰すべからざる事由に基づく本サービスの不提供その他本サービス利用契約の不履行に関して責任も負わないものとします。
7. 銀行が本規約に基づき会員に対して責任を負う場合においても、銀行の責任の範囲は、銀行に故意又は重過失がある場合を除いて、銀行の責めに帰すべき事由により現実生じた直接かつ通常範囲の損害に限られるものとします。
8. 本アプリケーションは、バグ、機能の不備、エラー、障害、通信状況、メンテナンス、端末 OS のバージョンアップ等によって、本アプリケーションの機能のすべて、または一部が利用できない場合があります。本アプリケーションの機能が利用できないために会員または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、当社はその責を負わないものとします。

第 19 条（通知等）

1. 銀行は、本サービスに関連する会員への通知、連絡等（以下「通知等」と総称します。）を、銀行がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとします。
2. 会員は、本サービスに登録されている会員のメールアドレス、電話番号およびその他の登録情報に変更があった場合には、直ちに銀行所定の方法により変更手続を行うものとします。本サービスに登録されている会員のメールアドレス、電話番号およびその他の登録情報が不正確あるいは未更新である、サービスプロバイダーにより阻止されている、又はその他の理由で、会員が銀行からの電子メールおよび SMS を受信することができなかった場合においても、銀行は、本サービスに登録されている会員のメールアドレスおよび電話番号に送信した時点をもって、会員に通知を提供したものとみなされるものとします。
3. 通知等が本サービス上のメニュー画面への掲載その他ウェブサイト上に掲載する方法によりなされた場合、当該通知等を掲載した時点で、銀行から会員に提供したものとみなされるものとします。
4. 通知等が書面の郵送、その他の方法により本サービスに登録された会員の連絡先に宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したとみな

されるものとしします。

5. 会員が、前項による通知を受け取らないよう設定している場合であっても、銀行は必要な場合に会員に通知を提供することができるものとしします。
6. 会員の設定により銀行からの通知がされない場合に発生した不利益や損害等について、銀行はその責任を負わないものとしします。

第 20 条（本規約の修正）

銀行は、その単独かつ完全な裁量により、会員に通知することにより、いつでも本規約を変更することができます。変更は、通知がなされた時点で有効となり、会員が銀行から変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合、会員は当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の本規約が適用されるものとしします。ただし、当該通知に別段の定めがある場合は、当該定めによるものとしします。

第 21 条（権利義務の譲渡禁止等）

会員は、事前に銀行から書面による同意を得た場合を除き、本サービス利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとしします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、銀行に対して、本サービス利用契約成立日において、自ら（法人その他の団体である場合には、自らの代表者、業務執行について重要な地位にある者並びに出資者を含みます。以下同じ）が以下の各号のいずれにも該当しないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとしします。
 - (1) 暴力団。
 - (2) 暴力団構成員（準構成員を含む。以下、同様とする）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員。
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人の構成員。
 - (5) 前各号に準じるもの。
2. 会員は、銀行に対して、本サービスの利用契約成立日において、以下の各号のいずれにも該当していないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとしします。
 - (1) 暴力団等（第1項各号に該当する者を指します。以下同様です）が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役職員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 会員は、自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
- (1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること。
 - (2) 風説の流布、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること。
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと。
4. 銀行は、本サービスの利用契約成立日以降に (a) 第1項各号及び第2項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また (b) 前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。
5. 本条による解約は、銀行の会員に対する損害賠償請求を何ら妨げるものではないものとします。
6. 本条による解約によって会員に損害が発生した場合でも、銀行は責任を負いません。

第23条（その他の規定）

1. 銀行が本規約上の権利を行使しなかった場合でも、かかる権利を放棄するものではありません。
2. 銀行が日本語以外の言語に翻訳した本規約を会員に提供した場合で、日本語版と翻訳版との間に矛盾があるときは、日本語版が優先するものとします。
3. 本規約は、法律に基づいて銀行が有することができる権利を制限しないものとします。
4. 本規約は、会員と銀行との間で完全な合意を規定したものであり、且つ会員との間で従来存在するすべての書面又は口頭による取り決め、合意、又は言明した事項に優先するものとします。
5. 本規約の一部の規定が適用のある法律に基づいて無効であり、又は法的強制力がない場合、その規定以外の条項が有効に存続し、効力且つ法的強制力を有するように改正を行うものとし、法律が許容する限り、最大限に当事者の意思を反映させるものとし

ます。

6. 本サービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合においても、第13条、第14条第3項、第15条、第16条、第17条第5項から第7項、第18条、第19条第2項及び第4項（当該終了の日までに発信された通知等に関してのみ）、第21条、第22条第5項及び第6項、第25条及び第26条は、無期限になお効力を有するものとし

ます。

第24条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈の疑義については、会員及び銀行は、信義に従い誠実をもって協議することによって解決を図るよう努めるものとします。

第25条（準拠法）

本サービス利用契約及びこれに関連して会員と銀行との間で形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本国法とします。

第26条（裁判管轄の合意）

会員と銀行との間で訴訟の必要が生じた場合は、銀行の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、法定の専属管轄に服すべき場合はこの限りではありません。

第2部 one paretto カード会員規約

第1条（会員）

1. 株式会社北國銀行（以下「銀行」といいます。）に普通預金口座をお持ちの個人の方で、one paretto カード会員規約（以下「本規約」という。）を承諾のうえ銀行に入会を申込み、銀行が入会を承諾した方を会員とします。
2. 会員と銀行との契約は、銀行が入会を承諾したときに成立します。
3. 会員は申込時に、第2条第1項記載の Visa デビットカード取引を行う銀行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「決済口座」といいます。）を指定するものとします。

第2条（適用範囲）

1. 本規約において「Visa デビットカード取引」とは、銀行が適当と認めた Visa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa Worldwide」といいます。）と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店（以下「加盟店」といいます。）において、会員が商品を購入したり役務の提供を受けること（以下「売買取引等」といいます。）に伴い、会員に発生する債務（以下「売買取引等債務」といいます。）に相当する金額を決済口座から引き落とし、銀行から Visa Worldwide を通して弁済する取引をいいます。なお、Visa デビットカード取引の決済の方法などについては、第9条によるものとします。
2. 本規約に定める決済口座からの引き落としは普通預金規定（総合口座規定等を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに引き落とすものとします。
3. 本規約において one paretto カード（以下「カード」といいます。）とは、次の各号のいずれかを指すものとします。
 - (1) バーチャルカード one paretto アプリ上に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」といいます。）が表示されるカード
 - (2) リアルカード 券面上に会員氏名・問合せ ID が表示されたもので、銀行所定の形式により発行された実物のプラスチックカード

第3条（カードの発行と管理）

1. 銀行は、自ら認めた会員に対してのみ、リアルカードを貸与します。銀行は、リアルカードを銀行所定の方法により会員に交付するものとします。
2. カードは、会員本人以外は利用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用・管理するものとします。また、カー

ド情報の権利は銀行が有するものとします。

3. リアルカードの所有権は銀行に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡、または質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に利用させることは一切できないものとします。
4. 銀行は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正利用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、会員のカードを無効としたうえで銀行所定の方法にて会員に通知し、会員の当該不正利用等への関与が認められない場合には、新たにカードを発行することができるものとします。
5. リアルカードが、会員の不在等の理由により不送達となり、銀行に返却された場合には、当該リアルカードは事由の如何を問わず銀行が破棄できるものとします。会員は、リアルカードの利用を希望する場合には、改めて銀行に申込するものとします。
6. 前項は、本条第4項または第20条によりリアルカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は銀行が定めるものとし、one paretto アプリ上に記載するものとします。
2. バーチャルカードの有効期限が到来するまでに解約の申し出がなく、銀行が引き続き会員として認める場合には、有効期限が更新されます。リアルカードは、会員が銀行所定の手続きを行うことにより有効期限が更新されます。
3. カードの有効期限内におけるカードおよびカード情報の利用による Visa デビットカード取引の決済については、有効期限経過後、第18条による解約後または第13条第2項、第3項もしくは第17条第2項の会員資格取消後においても、本規約を適用するものとします。また、第6条第3項に定める通信サービス料金、その他継続的に発生する各種代金の Visa デビットカード取引の決済については、カード有効期限内に会員がカード情報を加盟店に登録する等銀行が適当と認める方法を行った限りにおいては、各種代金債務の発生時期が有効期限経過後、第18条による解約後または第13条第2項、第3項もしくは第17条第2項の会員資格取消後においても、本規約を適用するものとします。

第5条（暗証番号）

1. リアルカードの暗証番号は、銀行所定の方法により登録されます。但し、銀行が定める指定禁止番号は登録できません。
2. 暗証番号を変更する場合は、第20条によりリアルカードの再発行が必要となります。
3. 会員は、暗証番号を登録する場合、他人に推測されやすい番号の利用を避け、また他

人に知られないようにするなど、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

4. 使用されたリアルカードの暗証番号が銀行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱ったときは、リアルカード・暗証番号等に事故があっても、これにより生じた損害については、会員の責任とし、銀行は一切責任を負いません。

第6条（カード利用方法）

1. 会員は、加盟店においてカードを提示し、Visa デビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）にカード情報を読み取らせ、当該加盟店に設置されている端末機にカードの暗証番号を入力する等銀行が適当と認める方法により売買取引等を行うこともできます。ただし、端末機の故障等の場合、または別途銀行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
2. 会員は、コンピューター通信・インターネット等のオンラインによって通信販売等を行う加盟店において、カード情報をオンライン上で当該加盟店に通知する等銀行が適当と認める方法により、売買取引等を行うことができます。また会員は、コンピューター通信・インターネット等のオンライン以外の通信販売等を行う加盟店において、カード情報をファックスやハガキで当該加盟店に送付する等銀行が適当と認める方法により、売買取引等を行うことができます。
3. 会員は、カード情報を事前に加盟店に登録する等銀行が適当と認める方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種代金の決済を内容とする売買取引等を行うことができます。なお、カードの再発行等により当該登録内容に変更があった場合、または会員資格を喪失した場合は、会員がその旨を加盟店に通知し、決済手段の変更手続きを行うものとします。ただし、カード再発行等の理由によりカード番号が変更になった場合等、銀行が必要と認めたときは、会員は、当該加盟店からの要請により銀行がカード情報の変更内容等を当該加盟店に通知することを異議なく承諾するものとします。
4. 利用金額・利用状況、購入商品・提供を受ける役務の種類等によっては、Visa デビットカード取引のカードおよびカード情報の利用について、その都度銀行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が銀行に対してカードおよびカード情報の利用に関する照会を行うこと、および銀行が必要と判断する範囲においてかかる照会に対し回答することを異議なく承諾するものとします。
5. 会員のカードおよびカード情報の利用状況等から銀行が適当でないと判断した場合、カードおよびカード情報の利用をお断りすることができるものとします。また、機内販売・高速道路・貴金属・金券類・パソコン等一部の商品等については、カードおよ

びカード情報の利用を制限することがあります。

6. 銀行は会員のカードおよびカード情報が第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、会員のカードおよびカード情報の利用を一時的に制限、中止、停止することがあります。この場合、会員は、銀行が会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
7. カードおよびカード情報の利用による売買取引等上の紛議は、会員と加盟店との間において解決するものとします。また、カードおよびカード情報の利用により加盟店と売買取引等を行った後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については銀行所定の方法によるものとします。
8. 会員は、売買取引等の特定と内容確認のため、カードおよびカード情報の利用により購入した商品、提供を受けた役務、会員との通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から銀行に開示されることを承諾するものとします。
9. 会員は銀行が必要と認めた場合、カードおよびカード情報の利用を制限される場合があることを承諾するものとします。また、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等により Visa デビットカード取引を行うことができない場合があることを承諾するものとします。銀行は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、銀行に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第7条（オンラインショッピング認証サービス）

1. 「本人認証サービス」とは、Visa Worldwide の提供する、オンラインショッピングにおける本人確認方法を利用可能とする以下の内容のサービスです。
2. 会員は、本人認証サービスに対応した加盟店で電子商取引を行う際、銀行所定の方法で通知されるパスワードを会員の機器の画面に入力することにより、本人認証サービスを受けることができます。会員は、銀行所定の方法で通知されるパスワードが、本人認証サービスの認証情報として利用されることに同意します。
3. 本人認証サービスは、第18条による解約または第13条第2項、第3項もしくは第17条第2項の会員資格の取消により、自動的に利用できなくなります。なお、本人認証サービスは、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。
4. 本人認証サービスによるショッピングに関して生じた損害は補てんしません。
5. 銀行は、ホームページに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、本人認証サービスを任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、銀行は一切責任を負わないものとします。

第8条（利用限度額）

利用限度額は、決済口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越の貸越極度

額を加えた金額とします。) を超えて Visa デビットカード取引を行うことはできません。ただし、第 11 条第 1 項から第 3 項に該当する場合は除きます。

また、1 回、1 日、1 週間、1 ヶ月当りのご利用限度額は、銀行所定の初期設定値を定めています。なお、利用限度額の基準となる 1 日は日本標準時の午前 0 時に始まり翌日の午前 0 時に終わる 24 時間とし、同じく 1 週間は日本標準時の日曜日の午前 0 時に始まり翌日曜日の午前 0 時に終わる 1 週間とします。

利用限度額は、会員が指定した決済口座の預金残高内かつ、会員ごとに設定されたご利用限度額内となります。

第 9 条 (決済方法)

1. 会員が加盟店と売買取引等を行う場合に、加盟店が会員のカード情報を銀行にオンラインまたは所定の方法を通じて送付した結果、加盟店に設置されている端末機またはコンピューターに取引承認を表す電文が表示される、またはその他所定の方法で取引承認の通知がなされた時点をもって、会員から銀行に対して売買取引等債務相当額の決済口座からの引き落としの指示および当該引き落としにかかる金額による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなします。
2. 銀行は本条第 1 項における売買取引等の承認の表示または通知がなされた時点の後、加盟店から銀行に送信される Visa デビットカード取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、即時に売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とします。（以下この手続きを「暫定支払い手続き」、暫定支払い手続きにより処理された売買取引等債務相当額を「暫定引落額」といいます。）なお、加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、銀行は、当該利用情報が銀行に到達した後に暫定支払い手続きを行うものとします。
3. 銀行は、本条第 2 項に定める暫定支払い手続きがなされた後、加盟店等から Visa デビットカード取引の売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が銀行に到達したときは、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。なお、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払い手続きを行った際の暫定引落額を下回っていた場合、その差額相当額は会員の決済口座に返金するものとします。一方、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払い手続きを行った際の暫定引落額を上回っていた場合の処理は第 11 条第 2 項によるものとします。
4. 銀行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、本条第 2 項に定める暫定支払手続きがなされないまま Visa デビットカード取引の売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を即時に決済口座から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。ただし、決済

口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第 11 条第 3 項によるものとします。

5. 暫定支払い手続き完了後、会員が返品・解約等により Visa デビットカード取引をキャンセルした場合、銀行は後日、所定の手続きにより暫定引落額を決済口座に返金します。
6. 暫定支払い手続き完了後、加盟店から売上確定情報が到達しない場合、銀行は一定期間経過後、暫定引落額を会員の決済口座に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達した場合は、改めて売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払いますが、その方法は本条第 4 項に準じて行うものとします。

第 10 条（海外利用代金の決済レート等）

1. 銀行は日本国外における Visa デビットカード取引について、利用情報が Visa Worldwide に到達した時点における Visa Worldwide が指定するレートに銀行が海外取引関係事務処理経費を加えた銀行所定のレート（以下「換算レート」といいます。）で日本円に換算された売買取引等債務相当額により、第 9 条第 2 項に定める暫定支払い手続きを行います。
2. 銀行は、Visa デビットカード取引の売上確定情報が Visa Worldwide に到達した時点における換算レートにより日本円に換算された売買取引等債務相当額（以下「最終換算金額」といいます。）を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。この場合、銀行は、最終換算金額が暫定引落額を下回っていた場合はその差額相当額は会員の決済口座に返金し、最終換算金額が暫定引落額を上回っていた場合の処理は第 11 条第 2 項によるものとします。
3. 銀行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、本条第 1 項に定める暫定支払い手続きがなされないまま売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に基づき、即時に最終換算金額を決済口座から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が最終換算金額を下回っていた場合の処理は第 11 条第 3 項によるものとします。

第 11 条（決済口座の残高不足等による取引の決済不能等）

1. Visa デビットカード取引システムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報に基づく売買取引等債務相当額が、システム稼働後に暫定支払い手続きを行う際の決済口座の残高を上回っていた場合、銀行は、当該利用情報に基づく暫定支払い手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。銀行は会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しな

ければならないものとします。

2. 加盟店の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づく暫定引落額を上回っていた場合、銀行は、すでに決済口座から引き落とし済みの暫定引落額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該暫定引落額との差額を決済口座から引き落とします。この際に、決済口座の残高が、当該差額を下回っていた場合、銀行は、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います（暫定引落額はその支払の一部に充てるものとします）。銀行は、会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
3. 第 9 条第 4 項および第 6 項ならびに第 10 条第 3 項に定める場合において、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を下回っていた場合、銀行は、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。銀行は、会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
4. 前各項の定めるところにより、会員の銀行に対する立替金債務が発生した場合、その他 Visa デビットカード取引およびこれに付随する取引等により会員の銀行に対する債務が発生した場合、会員からの弁済金の充当方法は、銀行が任意に決定することができるものとします。銀行による相殺の場合もこれと同様とします。

第 12 条（債権の譲渡）

会員は、銀行が会員に対して有する債権等を第三者に譲渡することがあること、その際に会員の顧客情報を当該債権等の譲受人である第三者に提供することがあることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第 13 条（カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消しによる解約）

1. 銀行は、第 11 条による会員に対する立替金その他の銀行に対する債務が発生し、会員が第 11 条に定める立替金その他の銀行に対する債務の弁済を怠る等、本規約に違反または違反するおそれがある場合、その他銀行が必要と判断した場合には、銀行所定の方法により次の各号の全部または一部の措置をとることができます。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、銀行は一切責任を負わないものとします。
 - (1) カードおよびカード情報の利用の停止。
 - (2) リアルカード貸与の停止およびリアルカードの返却請求。
 - (3) 加盟店等に対する当該カードおよびカード情報の無効通知。
 - (4) 預金口座の出金停止。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その他銀行が会員として不相当と認めた場合には、銀行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、銀行は一切責任を負わないものとします。この場合、銀行は銀行所定の方法により会員資格取消の旨会員に通知し、会員は銀行の指示に従ってリアルカードを銀行へ返却するか、銀行所定の方法にてリアルカードを破棄するものとします。
 - (1) 銀行への届出事項に関して届出を怠った場合。
 - (2) 銀行への届出事項に関して虚偽の申告をした場合。
 - (3) 本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
 - (4) 本規約に基づく手数料等の支払がなされない場合。
 - (5) カードの決済状況またはカードおよびカード情報の管理が適当でないと銀行が判断した場合。
 - (6) 同種や高額での繰り返し利用ほか、国内の法律に抵触する事業者での利用や換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードおよびカード情報の利用状況が不相当若しくは不審があると銀行が判断した場合。またはマネーロンダリングの疑いがあると銀行が判断した場合。
 - (7) 会員が、銀行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)から(6)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
 - (8) 第11条に定める立替金その他の銀行に対する債務の弁済を怠った場合。
 - (9) 銀行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合。
 - (10) 決済口座が普通預金規定で定める解約事由に該当した場合。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、銀行は一切責任を負わないものとします。この場合、銀行は銀行所定の方法により会員資格取消の旨会員または相続人に通知し、会員または相続人は、銀行の指示に従って直ちにリアルカードを銀行へ返却または破棄してください。
 - (1) 会員に相続の開始があったことを銀行が認識した場合。
 - (2) 決済口座が解約された場合。
 - (3) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があった場合。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (5) 預金その他の銀行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送された場合。
 - (6) 租税公課を滞納して督促を受けた場合、または保全差押があった場合。
 - (7) 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、銀行に会員の所在が不明となった場合。

第 14 条（遅延損害金）

会員は、銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年 14.0%の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。損害金の適用は、銀行が第 11 条記載の事由その他の銀行所定の事由により Visa Worldwide を通して加盟店に立替払い等を行った日から立替金等の弁済の日までとします。

第 15 条（期限の利益の喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、銀行は会員への通知催告等を要せず、会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
 - (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、銀行に会員の所在が不明となったとき
 - (5) 会員について相続の開始があったとき
2. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当したときは、銀行からの会員への通知催告等により、会員は本規約に基づく一切の債務の全部または一部について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。なお、この場合、会員が住所変更の手続きを怠る、あるいは会員が銀行からの通知催告等を受領しないなど、会員の責に帰すべき事由により、通知催告等が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時期に到達したものとみなします。
 - (1) 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) 第 13 条第 2 項の規定により会員資格を取消された場合
 - (3) 本規約に定める事項の 1 つにでも違反したとき
 - (4) 本取引に関し、銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - (5) カードの改ざん、不正使用等銀行がカードおよびカード情報の利用を不相当と認めたととき
 - (6) 決済口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると（銀行が）認めたととき
 - (7) 前各号のほか銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第 16 条（相殺）

銀行は、会員が本規約に定める銀行に対する債務を履行しなかった場合にはその債務

と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、いつでも相殺できるものとし、この場合銀行は事前の通知および所定の手続を省略し会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとし、

第 17 条（反社会的勢力との取引拒絶、排除）

1. カードは、本条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、銀行はカードの入会の申込みをお断りするものとし、
2. 会員が、次の各号の一にでも該当し、銀行が会員として不相当と認めた場合には、銀行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとし、これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、銀行は一切責任を負わないものとし、この場合、銀行は銀行所定の方法により会員資格取消の旨会員に通知し、会員は銀行の指示に従ってリアルカードを銀行へ返却するか、リアルカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ破棄するものとし、
 - (1) 会員が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - D 暴力団準構成員
 - E 暴力団関係企業
 - F 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G その他上記 A～F に準ずる者
 - (2) 会員が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 会員が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - E その他上記 A～D に準ずる行為

第 18 条（解約等）

1. 会員は、銀行所定の方法により解約を申し出ることができます。この場合、会員は、カード情報を登録した加盟店について、当該カード情報の削除手続きを行うものとします。また、リアルカードを保有している場合、会員は、銀行の指示に従って直ちにリアルカードを返却、または銀行所定の方法にてリアルカードを破棄するものとします。これらを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、銀行は一切責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して直ちに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店において通信料等の各種代金債務が発生した場合には、本規約に基づきこれを支払うものとします。
3. 第 1 項の規定に関わらず、会員はカードの利用に係る未払債務が残存している場合にカードを解約することはできません。会員は、当社または第三者への債務を支払った後に解約手続きを行うものとします。
4. 銀行は、会員の口座解約後に返金処理などが発生した場合、原則として会員への返金は行わないものとします。
5. 会員が本規約を解約した場合には、one paretto 利用規約第 17 条に基づき同規約に定める one paretto に係る解約手続きを行ったものとします。

第 19 条（紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等および損害の補てん）

1. 会員が、カードまたはカード情報の紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店の債権については、銀行はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規約を適用し、本規約に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等の事実を速やかに銀行へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を銀行に提出した場合、銀行がその連絡を受理した日（以下「受理日」といいます。）からさかのぼって 60 日前以降、受理日の翌日以降初めて到来する営業日まで、銀行は、銀行所定の方法により、発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、銀行は、その損害を補てんしません。
 - (1) 会員の故意または重過失に起因する場合。
 - (2) 会員の家族、同居人、留守番、その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いまたは加担した不正利用に起因する場合。
 - (3) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用の場合。
 - (4) 本規約に違反している状況において紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等が発生した場合。

- (5) 紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等が虚偽の場合
 - (6) 紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等による第三者の不正利用が会員の責めに帰すべき事由による顧客情報の漏洩に起因する場合。
 - (7) 会員が銀行の請求する書類を提出しない場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合。
 - (8) カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。
3. 会員が紛失・盗難、偽造・変造、詐取・横領等により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、もしくは会員が加盟店の入力ミス等により誤って決済口座から引き落とされた金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、銀行が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。
 4. 銀行が会員に対し、Visa デビットカード取引に関し、決済口座から銀行が引き落としした金額の返金を行う場合、銀行所定の手続きをもって返金するものとします。

第 20 条（カードの再発行）

1. 銀行は、会員がカードの紛失・盗難、毀損・滅失、詐取・横領等により、銀行所定の届出を行い、カードの再発行を申請した場合、銀行が認める場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は銀行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
2. 前項に定めるところに従い銀行がカードを再発行する場合、会員は、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。
3. 会員がリアルカードの再発行を申請する場合、従来利用していたリアルカードは銀行へ返却または会員が責任をもって破棄（磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断）するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、銀行は一切責任を負わないものとします。

第 21 条（連絡方法）

Visa デビットカード取引等の本規約に関する銀行からの各種連絡については、届出の電子メールアドレス又は one paretto アプリに対し、銀行所定の方法で行います。銀行は、銀行システム処理上の都合により、連絡が遅れたり到着しなかった場合、これらにより生じた損害について、銀行に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 22 条（免責）

1. 銀行は、銀行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、銀行が返金をする場合、利息・損害金をつけません。また、暫定支払い手続きに伴い発生した貸越利息および損

害金は消滅しません。返金手続きの遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとします。

2. 前項のほか、銀行が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、銀行の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については銀行に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 23 条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、その他の項目（以下総称して「届出事項」といいます。）に変更があった場合は、遅滞なく銀行所定の届出方法により銀行に対し届出を行うものとします。なお、届出前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
2. 第 1 項の届出がなされていない場合でも、銀行は、適法かつ適正な方法により取得した顧客情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第 1 項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は銀行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第 1 項の届出を怠ったために、銀行から届出の氏名、住所にあてて送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
4. 第 1 項のうち、氏名に変更があった場合、またはリアルカードの暗証番号を変更する場合には、カードの再発行の手続きを行うものとします。なお、これにより新たにリアルカードが交付されるまでの間、会員がリアルカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、銀行は責任を負わないものとします
5. 会員が第 17 条第 2 項に該当すると具体的に疑われる場合には、銀行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第 24 条（サービス内容および本規約の変更等）

1. サービス内容は銀行の都合により、事前の通知なく変更することがあります。
2. 本規約は、銀行の都合で変更することがあります。本規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について銀行は一切の責任を負いません。
3. 前各項の変更については、銀行のホームページ等により告知いたします。

第 25 条（準拠法・管轄）

Visa デビットカード取引、その他、本規約に基づくサービスに関する会員と銀行との

諸契約に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本支店所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第26条（規定の準用）

本規約に定めのない事項については、銀行の他の規定等、その他銀行ホームページへの掲示内容により取り扱います。

顧客情報に関する同意条項

<本同意条項は one paretto カード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します>

第1条 顧客情報の収集・保有・利用

1. 契約者（申込者および連帯債務者、保証人予定者を含む。以下同じ。）は、本契約（本申込を含む。以下同じ。）を含む株式会社北國銀行（以下「銀行」という。）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「顧客情報」という。）を銀行が保護措置を講じた上で収集・保有または利用することに同意します。
 - ① 氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、家族に関する情報、住居や居住に関する情報、勤務先に関する情報、収入や資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、銀行との取引に関する情報、本申込にあたり提出する書面に記載のすべての情報
 - ② 申込日、契約日、ローン名、契約金額、契約極度額、契約期間、金利、返済額、返済方法、担保物件等本契約の内容に関する情報
 - ③ 本契約を行うものが本人であることを確認する資料および契約者本人にかかる収入証明書に記載された情報
 - ④ 前各号の情報に異動があった場合はその異動後の情報
 - ⑤ 本契約にかかる利用残高、返済状況（延滞情報を含む。）、担保状況に関する情報
 - ⑥ 第3条により銀行が個人信用情報機関から取得した、契約者の顧客情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観情報）
 - ⑦ 契約者と銀行との間における本契約以外の契約や申込にかかる契約（申込）内容、利用履歴、利用残高、利用（返済）状況、与信判断結果に関する情報等（過去のものを含む。）
 - ⑧ 契約者または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

第2条 顧客情報の利用

1. 契約者は、銀行が個人情報の保護に関する法律に基づき、契約者の顧客情報を、以下の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

2. 銀行の業務内容

- ① 預金業務・為替業務・証券業務・両替業務・融資業務・外国為替業務・リース業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債の窓口販売業務・投資信託の窓口販売業務・保険商品の窓口販売業務・金融商品仲介業務・信託業務・社債業務・クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱が認められる業務を含む。）

3. 銀行の利用目的

【個人番号・法人番号を含まない顧客情報について】

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 各種金融商品やサービスのご提案のため
- ③ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内のため
- ④ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ⑤ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引の管理のため
- ⑥ お客さまに対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
- ⑦ 融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑧ 適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑨ 与信事業に際して顧客情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合やお預かりしたビジネスマッチング情報等を銀行取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑩ 与信事業に際して債権譲渡等に関し、債権の管理回収や証券化等に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑪ 他の事業者から顧客情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑫ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑬ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑭ ダイレクトメール等の発送や電話勧誘による、各種金融商品やサービスのご提案のため
- ⑮ 取得した閲覧履歴やサービス利用履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告を行うため

- ⑯ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑰ その他お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号または法人番号を含む顧客情報について】

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務を行うため
- ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務を行うため
- ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務を行うため
- ④ 信託取引に関する法定書類作成事務を行うため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務を行うため
- ⑥ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務を行うため
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務を行うため
- ⑧ 住宅ローン等控除に関する事務を行うため
- ⑨ 公金受取口座の登録・登録・抹消等に関する事務を行うため
- ⑩ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務を行うため
- ⑪ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務を行うため
- ⑫ その他、特定個人情報等を取り扱う事務を行う場合において、法定の個人番号関係事務を行うため

【外部委託】

銀行は、事務の効率化等を目的として、業務を外部に委託することがあります。外国にある委託先に顧客情報を提供する場合には、法令で定められた場合を除き、事前にお客さまに同意をいただくこととします。

※銀行は、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保険医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）については、法令等に基づく場合や適切な業務運営を確保する必要性からお客さまの同意をいただいた場合等を除き、原則として取得・利用・第三者提供はいたしません。

※銀行は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査の目的以外に利用・第三者提供いたしません。

第3条 個人信用情報機関への登録・利用

1. 契約者は銀行が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」という。以下同じ。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携機関」という。）に照会し、契約者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済

状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報を含む。)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。なお、それ以外の目的に利用いたしません。以下同じ。)のために利用することに同意します。

2. 契約者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく下表の個人情報(その履歴を含む。)が、下表に定める期間、銀行の加盟機関に登録され、同機関および提携機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 契約者は前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 銀行の加盟機関の名称、住所、問合せ電話番号は下表のとおりです。当該機関の加盟資格、会員名等はホームページに掲載されております。個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、当該機関で行います(銀行ではできません)。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、書面により通知し、同意を得るものとします。

① 銀行が加盟する個人信用情報機関

個人信用情報機関の名称	連絡先
全国銀行個人信用情報センター ※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社日本信用情報機構 ※主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関	〒101-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号住友不動産上野ビル5号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

② 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関

個人信用情報機関の名称	連絡先
株式会社シー・アイ・シー ※主に割賦販売などのクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL: 0120-810-414 https://www.cic.co.jp

③ 個人信用情報機関の個人情報の登録期間

・全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約金額、契約日、最終返済日などの本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

・株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、延滞情報については延滞継続中）
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については、当該事実の発生日から1年以内）
本申込に基づく個人情報（本人を特定す	照会日から6か月以内

る情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	
---------------------------	--

5. 銀行の加盟機関に登録する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名およびその数量・回数・期間、契約額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、月々の支払状況の情報等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）、各加盟信用情報機関が定める情報となります。
6. 申込書および契約書に記載のある個人信用情報機関への登録・利用に関する各条項、同意文言は本同意書の条項に読み替えるものとします。

第4条 顧客情報の提供・利用

1. 契約者は銀行が本契約に関する事務の一部または全部を第三者へ業務委託する場合に、銀行が顧客情報の保護措置を講じた上で、第1条第1項（第6号を除く。）の顧客情報を当該業務委託先へ預託し、当該業務委託先が利用することに同意します。
2. ローン等の債権が、債権譲渡・証券化といった形式で他の事業者等に移転する場合に、契約者は、契約者の第1条第1項（第6号を除く。）の顧客情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。
3. 契約者は、銀行が、連帯保証人や物上保証人等の利害関係人に対して、第1条第1項第2号、第5号およびその他利害関係人が権利の行使および義務の履行をする前提として必要な顧客情報を提供し、利害関係人が、当該顧客情報を権利の行使および義務の履行をする前提として利用することがあることに同意します。
4. 同条前項の顧客情報の提供期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から5年間とします。

第5条 顧客情報の開示・訂正・削除

1. 契約者は、銀行、加盟機関、提携機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する顧客情報を開示請求することができます。
 - ① 銀行に開示を求める場合には、第10条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続に関しましては銀行のポスター、ホームページによってもお知らせしております。
 - ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関にご連絡してください。
2. 万一顧客情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 本同意条項に不同意の場合

銀行は、契約者が本契約の必要な記載事項（契約書表面で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条第3項第14号のみ同意しない場合には、これを理由に銀行が本契約をお断りすることはございません。

第7条 顧客情報の利用・提供中止の申出

本同意条項第2条第3項第14号による同意を得た範囲内で銀行が顧客情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の銀行での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条 契約の不成立

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 条項の変更

本同意条項は、法令の変更、その他相当の事由があると認められる場合には、契約者の同意が必要な場合を除き、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

第10条 お問合せ窓口

顧客情報の開示・訂正・削除についての契約者の顧客情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましてはお取引の営業店の窓口までお願いします。

以上

ご不明点には、24時間365日対応可能なチャットボットや
「よくあるご質問」もご活用ください。

one paretto専用チャットボット

ワンパレット お問い合わせ

検索



one parettoのよくあるご質問

ワンパレット よくある質問

検索



この他のお問い合わせ方法は、one parettoアプリのメニュー内にあるボタン「よくある質問・お問い合わせ」よりご確認ください。